平成２４年（フ）第２０３号
群馬県邑楽郡大泉町富士１丁目６番25号　朝日コーポＢｅｅ101号、前住所群馬県邑楽郡大泉町富士２丁目９番７号
破産者　吉田　　博
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第７５号
群馬県邑楽郡大泉町東小泉２丁目24番31号
破産者　久保田哲也
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第８４号
群馬県太田市由良町607番地、前住所群馬県邑楽郡大泉町坂田４丁目19番15号　コーポモチヤ105号
破産者　割烹興里こと　須藤ミチヱ
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第８５号
群馬県館林市美園町９番１号　グリーンハイツ－１－304、前住所群馬県邑楽郡大泉町西小泉２丁目12番15号
破産者　須藤　純生
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第８６号
群馬県館林市美園町９番１号　グリーンハイツ－１－304、前住所群馬県邑楽郡大泉町西小泉２丁目12番15号
破産者　須藤　知子
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第２４４９号
横浜市保土ケ谷区桜ケ丘２丁目28番22－501号
破産者　松田　晋介
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２９９号
神奈川県藤沢市城南１丁目15番９号
破産者　力石　章功
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５８７号
横浜市南区別所２丁目27番20号　ラプラス南が丘101号室、開始決定時の住所横浜市保土ケ谷区桜ケ丘２丁目54番15－１Ａ号
破産者　木下　義一
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４４号
金沢市米泉町４丁目48番地２
破産者　小森　敏代
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第８１号
金沢市西大桑町14番31号、従前の住所兵庫県宝塚市栄町２丁目11番７号
破産者　福岡　紀子（旧姓山中）
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２０号
島根県鹿足郡吉賀町六日市270番地１
破産者　吉川　　定
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

平成２５年（フ）第７９号
香川県さぬき市志度4587番地５
破産者　木村　信夫
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２１１号
香川県高松市松島町１丁目１番６号　ミキハウス304号室
破産者　津田　　誠
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１７９号
福岡県久留米市田主丸町田主丸437番地５、前住所山口県萩市大字浜崎町235番地２
破産者　小西　雄一
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第３４号
茨城県日立市相賀町６－23　東友アパート２号室、住民票上の住所茨城県日立市大みか町２丁目25番４号
破産者　鈴木　　辰
１　決定年月日　平成25年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第４６号
茨城県日立市田尻町１丁目45番８号
破産者　鈴木　幸雄
１　決定年月日　平成25年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第４０７号
福岡県筑紫野市湯町１丁目５番14－103号
破産者　山田　省吾
１　決定年月日　平成25年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８８２号
福岡市博多区竹下２丁目３番18－703号
破産者　伊藤　信恵
１　決定年月日　平成25年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２８８号
福岡市南区柏原６丁目25番10号
破産者　池畑　節雄
１　決定年月日　平成25年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部